

宮代町空家等対策協議会 第7回会議録

1 日時・場所

令和6年11月27日（水）10:00～11:15 役場202会議室

2 出席者

協議会委員：新井会長、手島副会長、浅利委員、横倉委員、丸山委員、熊川委員、田口委員、大木委員、齋藤委員、松本委員、山田委員

事務局：環境資源課：大場課長、小林副課長、濱田主査、金子主任、細根主事

傍聴者：0名

3 議題

(1) 【協議】 個別案件の認定について----- 当日資料1～4 【非公開】

(2) 【報告】 空家等実態調査の進捗状況について----- 資料1

(3) 【報告】 空き家に関するアンケート調査票について----- 資料2

議題（1）【協議】 個別案件の認定について・・・非公開

当日資料1～4について説明。

質 疑・意 見 等

非公開のため、省略。

決定事項

管理不全空家等として1件を認定した。

議題（2）【報告】 空家等実態調査の進捗状況について

議題（3）【報告】 空き家に関するアンケート調査票について

資料1「空家等実態調査の進捗状況について」、資料2「空き家に関するアンケート調査のお願い」について一括で説明。

質 疑・意 見 等

丸山議員：資料1について、空き家等の可能性があるものが483件あがっているが、地域別に分布図等は出てくるのか。

事務局：現時点では、整理しきれていないが、地域別で出すことは可能であるため、今後お示しさせていただく。

浅利委員：非公開案件に係る質問であるため省略。

手島副会長：資料2アンケートの設問14について、少数の参加したい意向であっても開催するのか。

事務局：少数であっても開催する予定である。

手島副会長：開催する場合の不動産の対応は可能か。

新井会長：その件については、不動産業者の皆様からのご要望をいただいております、調整

を進めているところである。来年度当初から町の会議室を使用し、相談会が定期的に行われるようになる。行政だけでは進まないことも、みなさまにご協力いただき、連携を図ることで一歩ずつ進めていくことができますので引き続きお願いします。

田口委員：非公開案件に関係する意見のため省略。

大木委員：非公開案件に関係する意見のため省略。

齋藤委員：水道の負担金の仕組みと同じように開発の当初に負担金を徴収し、蓄えたもので空き家対策に充てていくといった施策の検討をしてはどうか。

事務局：以前、宮代町においても、開発協力金を徴収していたこともあったが、選ばれる町となるためには、そういった負担を減らしていかなければならないといった経緯で協力金がなくなった。人口減少している中で、その協力金といった負担が増えることで宮代町に住む人が減ってしまうことになる逆効果にもなってしまう。そういった中で、財源をどう確保していくかを検討していく。

丸山委員：調整区域は相談を受けるが、市街化区域は誰かが言っているだろう、又は言えないといった状況が考えられ、お隣が草等の管理をしているケースもある。見た目が管理されているように見え、実態調査の数字と違ってくる可能性がある。

静岡県的小山町では、不動産会社が2つしかなく、その専門的な知識をもった方を職員に配置している。利活用可能な空き家をあつせんし、対策を進めているところもある。

町内に空き家を持っている方を対象としたアンケートだが、町外に空き家を持っている町内に住んでいる方、今後に不安を持っている方等を対象とした専門的な知識を持った方たちが開く相談会があると広く意識を持ってもらえるのではないかと。

大木委員：不動産業の立場から言うと、登記簿謄本の閲覧はできるが、その住所に連絡がとれないケースがある。固定資産を実際に払っている人に連絡できるようになれば、空き家の解消につながるため、毎年自治体をお願いをしているが、弁護士さんの観点からはいかがか。

熊川委員：財産にかかわることであるため、原則開示はできない。なかなか難しい。

田口委員：そのための、相続登記義務化が今年度から始まり、2年後には住所と氏名が変わった場合にも登記しなければならないといった制度が始まるため、徐々に解決に向かっていくと思う。

熊川委員：法定相続人であれば、1人の手続きで保存行為が可能である。義務化が始まってからも相談が多く寄せられている実態もある。

事務局：空き家の法律が改正され、空家等管理活用支援法人が位置づけられ、行政が行うことを委託ができることになるため、ある程度の個人情報を開示でき

ることになる。ただ、その個人情報に固定資産税の情報まで含まれているかは不明である。法律が施行されてから間もないため、事例等も確認していきつつ、検討していく。

浅利委員：アンケートの返信がないものについては、どう対応するのか。

事務局：業者の実績によると、7割近くは返ってくる。残り3割を追っていくのは困難であるため、返ってきた人たちを優先にアプローチをしていく。

4 その他

- ・住まいのエンディングノートについて説明。
- ・次回の協議会は、令和7年2月14日を予定。議題がなかった場合には開催を見送る場合もある。

5 閉会

手島副会長：町の空き家調査により、宮代町の実態がある程度把握できた。活用ができる空き家の対策を、引き続きみなさまに意見を聞き、進めていければと思っています。

次回もよろしくおねがいします。